

令和5年度「重要物流道路」の指定に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、「重要物流道路」の指定に向けて、各トラック協会と地元の地方自治体等とが一体となり重要物流道路の指定に向けた活動が行われている区間について、道路利用者の立場から取りまとめて要望を行うため、都道府県トラック協会からの要望区間を受け付けます。

1. 要望のねらい

(1) 重要物流道路とは

- 全国的な貨物輸送網の形成を図り、安定的なトラック輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な区間を定めて「重要物流道路」として指定するもの。(道路法第48条の17)
- 重要物流道路の構造基準は、貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められる。(道路法第48条の18) 車両高さ 3.8m→4.1m へ引上げ。
- 候補路線※、計画区間※、事業区間、供用区間として段階的に指定することで、国が重要物流道路の計画的な機能強化を推進。※高規格道路の場合
重要物流道路は状況に応じて4段階の指定種別があります。

	指定種別	対象	主な段階
1	候補路線	高規格道路	優先区間の検討が行われる段階
2	計画区間	高規格道路	計画段階評価が行われる段階
3	事業区間	全ての道路	事業化される段階
4	供用区間	全ての道路	供用が開始される段階

(2) 追加指定要望のねらい

- 「働き方改革」を実現し、トラック事業者が更に社会貢献していく上で、トラックの輸送効率化を高めるための道路整備が重要。
- 「重要物流道路」に指定され、指定区間に集中投資がなされることにより、高速道路の新設、既存道路の拡幅や立体交差化などの機能強化が行われれば、トラックが生活物資、産業物資、災害時の緊急支援物資などの輸送を、効率的かつスムーズに行うことが可能。
- トラック事業者の目線から早急な道路整備が真に必要なと考えられる区間について、各都道府県トラック協会から寄せられた情報を基に全ト協がとりまとめ、国土交通省等へ要望活動を展開する。

2. 対象区間

地元行政において重要物流道路への指定に向けて国への早期整備を求める要望活動が行われている区間（今年度内に要望予定の区間を含む）であり、かつ、利用者（トラック協会）からも重要物流道路の指定を求める区間。

【前年度に要望したが令和5年4月1日付け指定に至らなかった区間について】

前年度に要望したが指定に至らなかった区間については、指定できる段階に至っていない、地元行政とトラック協会との意向が一致していない等の理由が考えられます。

3. 提出ファイル

次の（１）～（２）の電子ファイルを提出する。

（１）「重要物流道路」の指定に関する要望 提出票（Word ファイル）

（２）要望区間を示す地図

<提出票に記載する内容>

①路線名

②要望区間

③供用状況（未供用もしくは供用中）

④ネットワーク形成状況

例：重要物流道路に指定されている〇〇道路と△△道路を結ぶネットワークを形成

⑤新広域道路交通計画における計画有無

⑥要望する指定内容（候補路線、計画区間、事業区間、供用区間）

⑦地元行政の要望活動の状況